

旧警戒区域で歯科医院を営んでいたが、原発事故により避難先で新たに開業した申立人について、旧院内の申立人所有の営業用動産につき取得価格に実質耐用年数（30年）を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、新医院における診療機器リース代金の3割、医院移転のための新装工事費用（追加的費用）の5割が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

- (1) 財物損害（ただし、申立人が平成23年3月11日時点で別紙記載の診療所内で保有していた同別紙記載の営業用資産に係る損害に限る。）
- (2) 診療機器リース代金（ただし、平成24年〇〇月〇〇日付申立人とA株式会社との間のリース契約に係るリース料に限る。）
- (3) 追加的費用（新装工事費用）（ただし、平成24年〇〇月〇〇日付申立人とBとの間の「工事請負契約」に係る請負代金に限る。）

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として金26,739,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 財物損害          | 14,373,000円 |
| (2) 診療機器リース代金     | 4,858,000円  |
| (3) 追加的費用（新装工事費用） | 7,508,000円  |

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、同項（1）及び（2）記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月26日

（別紙省略）

（仲介委員 高木佳子）